

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病 5月号

(通巻第109号)

関西労働者安全センター 1983.5.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 針灸治療制限反対闘争..... 1
- **焦点** 柴田出稼労災訴訟..... 3
- **連載** 労働と精神神経障害 (5)..... 5  
紀泉病院副院長 中山隆嗣
- シリーズ/公務災害 (4)..... 8
- 前線から (ニュース)..... 10
- 列島縦断..... 15  
☆ 東部労災職業病研究会
- うちの組合..... 17  
☆ 野村メッキ労働組合

# 針灸治療制限反対闘争

## 三月末針灸打切り口実に 全国五〇〇名の労災打切りを強行

昨年末をもって東京労基局が二七人の労災打切りを行ったことに続き、労働省は三月末で、全国五〇〇名にのぼる被災者の労災打切りを強硬した。三七五号通達によれば、今年三月末で針きゅう治療を打切ることになっており、被災者、医療機関に「四月以降保険給付はしない」旨の通知が出された。労働省はそれにとどまらず針きゅうの打切りを口実に、一般医療、休業補償も含め、一切の労災給付を打切るといふ暴挙を行った。

しかし、一方で四月初め「振動病の断続治療については例外」とする

事務連絡が出され、三七五号通達には一切の例外なしと公言していた主張を労働省自らくずすことをしているのである。

これらを見れば、三七五号通達は、労災被災者を打切るためにつくられたものであることがますます明白となった。しかも、一方で強硬に、他方で譲歩するという労働省のこの間の動きは反対運動を分断し、闘いの力を弱めることを企んでおり、非常に政治的である。今後はより団結を強め、労働省に反撃していくことが必要である。

矛盾だらけの

労災打切り

昨年末、東京で二十七人が打切られたのを皮切りに、三月末には、全国で五〇〇人近くの被災者が打切られた。東京一六六名、神奈川県約四〇名、埼玉三〇名、静岡三四名、北海道八名、その他愛知、京都等を含めて五〇〇名近くにのぼるといわれている。

三月末での打切りの理由はあまりにも大量のため詳細は不明だが、抗議にいった署では「一般医療と針きゅうを併用していても、針きゅうを一年以上続けて治らないのなら症状固定である」と暴論としか思えない理由を述べたということである。昨年末の東京基準局の打切り対象者は、治療期間も一年二カ月、十一年と幅広く、また、二七名中十七名は一般医療との継続をしている。しかも、

打切りの唯一の理由としている「医師からの意見書が未提出」ということについても、医療機関が違えば、未提出でも打切られていない事実があり、全く矛盾にみちた打切りである。

十二月末段階にしろ、三月末にしろ、労災打切りの理由は、全く矛盾したもので、まさに打切るためにつくった口実としかいいようがない。

## 振動病は例外との

### 通知出される

四月五日付で、労働省（補償課医療班長名）より、事務連絡が出された。問答形式になっており、内容は振動病の断続的治療について、針きゅう治療を中止している期間は三七五号通達でいう施術期間に含めないというものである。例えば、一年のうち六カ月間針きゅう治療を行ない、後の六カ月（夏期を中心とした温

暖期に限るとしている）中止期間があれば、二年間は治療できるということだ。しかも、このような事務連絡は「振動障害の症状は、一般に夏期を中心とした温暖期には軽減し、寒冷期には増悪する場合が多いなどの特徴が認められる」として振動病の特殊性を考慮したうえでの措置である。

これで三七五号通達は一切例外なしと公言していた労働省は自らその主張をくずすことになった。しかし、振動病以外の疾病については一切その特殊性を認めておらず、今後闘いを強めていくことが必要である。

## 大阪

### 反撃の闘い始まる

大阪では、三月末に被災者、医療機関に対し「四月以降は針きゅう治療は労災保険より支給しない」という通知が出された。労災そのものを

打切られた事例は現在のところないが、針きゅう治療については、五〇〇人近くの対象者全員が打切られることになる。このような事態に、大阪地評を先頭に反撃の闘いが開始された。

四月二十日、中央労基署―総評東地協、四月二十六日、天満労基署―総評北地協、四月二十八日、西労基署―総評南大阪地区評、その他天王寺労基署、阿倍野労基署と連続して労基署との交渉が行われており、五月四日には茨木労基署との交渉が予定されている。

交渉の中では、四月初めに「振動病を例外とする」事務連絡が出されたことが明らかにされた。しかし、何を根拠に、どのような経過で出されたのか、振動病だけ何故特別に扱われるのかといった追及にまともに答えることができない有様であった。そして、当日提出した「今後とも針きゅうと医療との併用治療を継続することが必要である」との医師の意見

# 焦点

## 柴田脳卒中労災

### 出稼訴訟勝利のために

書については、署として継続できる方向で局に対し上申していくということを確認した。

大阪労基局に対しては、四月二五

日、大阪地評と全港湾、全金、全林野、労金の各単産代表が次長との交渉を行った。次長は、実施については通達どおり行おうと回答したが、通

達の改廃も含めて今後話し合いは継続していくこと、主治医の意見を尊重すること、職場復帰対策は従来以上に強力に行うことを約束した。

三月二三日、秋田県よりの出稼労働者で脳卒中で死亡した柴田久雄氏の遺族が業務外認定の処分を行った大阪天満労基署を相手どって、処分の取消しを求める行政訴訟を大阪地裁に提訴したことについては既に述べたところであるが、同訴訟に対して、安全センターは出稼組合連合会とともに積極的に組織的支援を決めており、今号は訴訟の争点等について少し詳しく報告する。(編集部)

### 訴訟までのあゆみ

亡くなった柴田氏は秋田県由利郡鳥海町の在住で、昭和五十一年より毎

年一月から三月末までの冬場に同僚二三人とともに、大阪のつ吉建設に出稼工として雇用され、ガス管敷設等土木作業に従事していた。同氏は昭和四八年頃より既に高血圧症になっており、故郷を離れての重激労

働は相当に負担の大きいものではあったが、生活を維持するためには止むを得ず、出稼労働を始めた。そして、昭和五四年二月一二日、大阪市東成区のガス管敷設工事現場で、コンクリートブレイカーを終え、碎石の積上げ・片付けを行い、コンプレッサー車を移動し終えた際、突然脳卒中発作にみまわれ、約三時間後に死亡したのである。

直後より、出稼連大阪事務所はこの死亡は出稼中の重激労働によるものと判断し、遺族をオルグし天満労基署に労災申請を行った。死亡時の主治医である大病院(城東区)の早川医師も「日常行動中でも発病するような状況下で当日(重激な)作業をしたので発病したものとと思われる」と控えめながらもこれを支持した。

しかし、同年七月二十七日、労基署はこれを「業務外」と一しゅうしたのである。出稼組合側は当然業務上と思ひこんでいただけにショックは大であつたが、止むを得ず九月に大阪労災保険審査官へ不服申請を行った。発病前にブレーカーを規制を大きくオーバーして使用していたことや、前一カ月間に夜勤を十日も行い深夜の重激労働の実態を明らかにするとともに、当時国立循環器病センター勤務の足達医師よりの詳細な因果関係に係る意見書を提出し万全を期したが、昭和五五年一月二四日、審査官はこれらの主張を全く認めず、請求を棄却したのである。

この不当な行政のやり口に対し、組合・遺族は徹底して闘うことを決意し、昭和五六年の出稼連西日本大会にて支援の特別決議を上げる中、中央審査会へ再審査請求を行った。五七年には国会社会労働委員会において問題にするなど出稼連としての全面バックアップが行われたものの、

審査会のこの間の反動ぶりをくつ返すことはできず、遺族のかすかな希望を押しつぶす棄却裁決が五七年一月二二三日に行われたのである。審査会に対する不信が強かつただけに「訴訟」への決意は割合早く固まつた。五八年初頭には、中北・村田・近森の各弁護士が訴訟代理人として決り、行政訴訟が開始されたのである。

## 訴訟のまな争点について

※(国) 労働基準局側  
※(遺) 遺族・組合側

一、土木作業の重激性  
(遺) ブレーカ作業、碎石の除去、積込、つき固め作業等いずれも重筋労働である。  
(国) ブレーカーは単に保持するだけの作業で重筋作業とは認められず、また碎石のトラック積みもラシナーによるつき固めも全体とし

ては重筋作業でない。

二、当日のブレーカー作業時間について

(遺) 午前中一二〇分(四〇×三)、午後四五分、一連続作業、総時間ともに規制を大きくオーバーしている。

(国) 一連続作業は一五分程度、一人平均四八分間、被災者は少し多めであつたとしても六〇分を大幅に越えたとは考え難い。

三、夜勤等について

(遺) 発病前一カ月のうち十日間も深夜労働を行っており、また直前に四日間連続となつている。しかも冬期間でもあり、被災者への負担は極めて大であつた。

(国) 深夜勤はあるものの、休日休憩時間も適当にあつて、苛酷な就労条件であつたとは認められない。

四、医学的な因果関係について  
(遺) 本態性高血圧症が出稼による苛酷な土木作業によつて悪化し脳卒中を引起した。

(国) 高血圧症(腎性高血圧)が本人 している。

の不摂生、服薬怠慢等により悪化、偶然作業中に発症したもので、労働との因果関係なし。

以上四点にしほって争点を書き出してみたが、国側の主張は全く常軌を逸していると思われぬ。訴訟にて十分有利に争えるものと確信

柴田氏の遺族である妻ノブ子さんは、現在秋田で一町二反歩の田畑を

作りながら、農閑期には近くの工場へ働きに出るなど必死に生きている。久雄さんとの間の二人の娘は県外に就職したが、長男はまだ中学生であ

## 労働と精神神経障害 (5)

紀泉病院 副院長

中山 隆嗣

### 第二章 症例を通して考える

#### 一 Bさんの場合

Aさんの場合として、職場、家族、医療が三位一体となった綿密な医療がいかに必要であるかという一例を

紹介しました。

現在の社会においては、極めて稀な成功例とは思えない、Bさんの場合も紹介しておかねばならないと思えます。

Bさんは発病時、とある大手の労働組合の委員長の職にあり、専従として活躍しており、将来もかなり約

る。裁判闘争は時間のかかるものであるが、この不当な労働行政の処分をくつ返し、出稼者に対して少しでも希望がもたらされることを願い、必ずこの訴訟に勝利しなければならぬまい。

※第一回法廷、大阪地裁八〇九号法廷、午前十時より

束された人物でした。

発病時、本人は三十三歳、春闘へと煮つまりを見せていた二月中旬のことでした。毎日のように、交渉のため東京―大阪を往復しほとんど睡眠をとらず、不眠不休で闘っていました。この年は、資本側からの攻撃も例年になく激しく、なかなか妥結できる状態ではなく、三役ともほとんど同様な状態が続いたようでした。Bさんは、休息をとるように書記長に勧められました。というのもその前日の交渉中Bさんは、神がかったことを言い出し、周囲の制止がきかなかつたからです。

久々の家族での休息も役に立たず、家族は意を決して精神科の門をたたきました。要入院を言われ、たまたま自宅近くの当病院に入院することとなったのです。

「神の啓示をうけている」等の発言は明らかに幻聴によって確信されていると思われました。入院時、書記長、直属の上司、家族が付き添い、今後のことについて、しっかりと打ち合わせが行われました。会社側に対しては、「一般内科疾患と同様に扱い、この病気を理由として本人に不利益を及ぼすような処遇は一切行わないこと」を認めさせて、入院治療が開始されました。約一カ月で開放病棟へ転棟できる状態となり、作業療法も可能となりはじめた頃、Bさんの心の中に再び、言い知れぬ不安がおそってきました。「病状が良くなってきたことは自分でもわかる。しかしこのまま、また同じ様な生活を送ることができのだろうか。また、病気になるってしまった現場に

復帰していいのだろうか。あの会社を辞めることになりはしないだろうか」等の考えが交錯し、抑うつ状態となってきました。

ここで「大丈夫頑張れ」とはげますことは自殺に追いやるようなものですし、それまで一週間に一回ぐらいいあった組合、家族の面会（原則として面会は本人に不利益、もしくは人件侵害にならないかぎり自由でなければならぬ）を、状況報告だけにとどめ「早くよくなって一緒にまたやろう」等の言葉はつつしんでもらい、せいぜい「じっくり時間をかけてでもしっかりと治してほしい」ぐらいとどめてもらうこととし、経過をみていました。その間、Bさんの方からは、前日の不安が次々と出てきました。医療側からは「組合のこと、今後のことについては、相

らも、委員長職だけは解いてもらった方がいいのではないかとだけ言っておきました。

あれこれとはありましたが、二カ月余りで無事退院し、それから半月ほどしてから正式に会社に復帰することになりました。組合活動については、主治医から約一年くらいはひかえるようにということもあり、組合と相談の上専従をはずれ、もとの配属された職場へ復帰して「現場から組合運動を支える」ことになったのです。

しかし、その現場はBさんにとって、ただ籍をおいていただけの場所。専従になってから配属された場所だけに、なじむのには相当の時間を要しましたが、完全に再発することなく半年後に約二週間休んだだけで

な判断ができる状態となつてから考へて自分で決めるように、ただし、今は判断してはいけません」と、決



のりきることができました。この陰には、妻の献身的な努力と、組合の精神的な支えが大きかったと思われる。

Bさんは現在も通院しています。

春と夏の二回、特に昇給や社内人事が発表される時期に、かならずといつていいほど被害的な考え方が頭をもたげ、去年から今年にかけて二回ほど長期の家庭療養を行いました。元

気が会社に通い、仕事も順調に行うことができています。

これも、症状の悪化時や様々な時に本人をも含めた相談が綿密に行われ、決して本人自身を孤立させないようにしていたからではないかと思われま。

Bさんの場合、入院時は本人が錯乱状態にあつたため、やむなく妻の同意入院という形式をとりました。

精神衛生法上、現在二つそして実

態として三つの入院形式があります。イ、措置入院

これは精神衛生法第二九条に規定されているため、二九条入院ともいわれており、本人はもちろん家族・親といえども入院に反対することはできず、入院させようとする診療行為を妨害すれば公務執行妨害罪にとわれることもあります。都道府県知

(14ページへ続く)

# 公務災害

## 4

### 認定制度と運用の硬直化の打破に向けて

#### 郵政局における

#### 公災制度の概要

前回までは主に地方公務員の公災問題について述べてきたが、今回か

ら国家公務員について（主に現業）紹介してみよう。

国家公務員の災害補償については、民間の労災保険や地方公務員の公務災害基金のような、いわゆる「第三者機関」によって行われているので

補償される仕組となっている。また申請も形式的には被災者の個人申請ではなく、所属の責任者が職権で行うというところに特徴があり、システムが非民主的であることは地方公務員の場合に優るとも劣るところはない。もつとも、相当に以前より、

本人の申し立てで制度が導入されてお  
り、実質的には本人申請と変わると  
ころはない。国家公務員の災害補償  
は国家公務員災害補償法によって行  
われているが、認定の責任は人事院  
にあり、具体的には各省庁がその仕  
事にあたっている。これを実施機関  
と称するが、今回とりあげる郵便局  
の場合は各地方郵政局（大阪では近  
畿郵政局）が実施機関となっている。

郵政の場合これまで職業病として  
焦点化してきたものに、貯金局、保  
険局のキーパンチャーを中心に大量  
発生をみている頸肩腕障害、現業に  
おける腰痛、そしてバイク振動病の  
問題である。各々のとりくみについ  
ての説明をする余裕はないが、これ  
ら特定の問題となつている職業病に  
ついては実施機関に実質的な判断権  
が全くなく、すべて人事院判断とな  
つており、現場の実情に沿うのでは  
なく極めて政治的判断に左右される  
というのが特徴であろう。疲労性腰  
痛については最近になって各実施機

関段階での判断となつているが、頸  
肩腕の場合に例をとると、全通で初  
めて認定がかちとられたのが一九六  
七年、東京簡易保険局のキーパンチ  
ヤーであった。この認定をきっかけ  
として、全国的なとりくみが進み、  
一九七三年には六三名の認定がかち  
とられるが、一九七五年二月に労働  
省基発五九号が出て以来急激に公務  
外認定が続出したところに先の事情  
が反映しているといえる。大阪の我  
々の周辺でも七五年から七七年にか  
け三名の女性労働者が公務災害の申  
立を行い、人事院への審査申立も含  
め認定闘争を行ったが、三人とも相  
当重症であり、明確に職業性頸肩腕  
障害であったにもかかわらず、三、  
五年の後にいずれも公務外判定とな  
つた苦い事実も存在している。

## バイクで腱鞘炎に

### 被災した丁さんの例より

これらの中で唯一公務上認定をか  
ちとつた大阪西郵便局の丁さんの場  
合につきその経過をみることにより、  
現在の制度とその運用の問題点を考  
えてみることにする。

丁さんの仕事は、いわゆる郵便配  
達で五七年に就職して以来バイクに  
よつて配達を行つていたが（その他  
区分作業等もある）、七六年六月頃よ  
り右手、肩に痛みがおこるようにな  
り、六月二日にはバイクの操作が困  
難な状態となつた。翌日当局に症状  
を申し出、六月四日大阪北通信病院  
を受診、「右手背腱鞘炎および筋肉  
痛、右上肢筋肉痛」と診断され、公  
務災害申請の手続きを行った。丁さ  
んの場合はバイクによる職業病とは  
いえ、腱鞘炎であつたが、バイク振  
動病、頸肩腕障害はどちらも人事院  
に判断権が属すことになつており、  
近畿郵政局では認定できないことが  
明らかであつたため、長期化は必至  
と予想し、最初からその覚悟をする  
必要があつた。従つて休業を避けて

「勤務軽減」の診断書をもとに時間

病休とし、通院後四時間程度の軽作業就労を続けた。しかし、同年末に

右手術で二週間休業したため、五年四月には一号俸昇給延伸となっ

ている。認定はまだ出ないなかで、七七年八月十六日、盆休みあけで少

し体調の良い日に受診したところ、「七〇八割は治っているので治療を

中止して平常業務につくように」「悪化すれば再通院」と指示され、翌十

七日より配達にもどった。しかし、九月中旬より症状が悪化し再治療の

必要に迫られた。認定がない段階では通院に伴う不安は大きく、時間外

通院が可能な近くの松浦診療所に十月十七日より転医して再治療を開始

した。これまでの物理療法と併わせて針きゅう治療を受けることにより

症状はかなり回復し、少し自信がついてきた頃、七八年六月三日、つい

に公務上災害としての認定が行われたのである。しかし、補償対象期間として七六年六月二日から七七年八

月十六日が示されており、つまり北

通信病院で治療を中止したことをもって「治め」と判断され転医先の松浦

診療所での治療は認定から外されていたのである。丁さんはこれを不服

として同年十二月に人事院への審査申し立を行い、補償対象期間の撤回

を要求してきたが、八一年四月に至りようやくこれが認められたのである。

丁さんは現在では症状もかなり回復しており、仕事も普通に行っている

が局へ「完治証明」を提出している。完全に痛みがなくなるまでこわ

くて出せないということである。参考までに七八年六月、第一回目の認定

が出たとき、全通本部の機関誌には以下のように報道されている。

「郵政省は五月二十七日外務員のバイク振動障害に対する公務災害の認

定について、公務上一、公務外五七（未決七）という厳しい内容の回答を

本部に示した。……この一名とは丁氏のことであり、状況の厳しさ

を端的に示している。

## 被災者の権利確保に

### 結びつかない認定制度

以上少し詳しく丁さんの経緯を述

べてきたが、この場合もつとも問題なのはその期間の長さであろう。七

六年六月の発症以来、安心して治療が受けられる段階までに実に五年を

要しており、その間に症状も、治療の方法も、仕事もずい分と変化して

いる。丁さんの場合は、五年かかってまがりなりにもつじつまがあつた

わけだが、報道にもあつたようにほとんどの労働者はつじつまがあわず

に、公務外決定とともにこれまでのツケがすべて本人にしわ寄せされる

のである。国家公務員災害補償における職業病の扱いがいかに現場労働

者の実状から外れているかの一端を示したわけがあるが、レポートをし

ばらく続けることにしたい。  
(次回は郵政の頸肩腕障害を予定)

# 前線から

## 柏木氏の急性心不全死

天王寺署の業務外見解  
押し返す

### 野 生

・全金協和精工支部・

四月二十六日、するといふ結論になった。

天王寺労基署 その後三〇日に、決定前は急性心不全に署長との話し合いを要望す  
で死亡した全 するために支部をはじめ全金  
金協和精工支 生野東成ブロック、安全セ  
部の柏木氏の ンターで署に出向いた。そ  
件につき、業 の時署より遺族に通知が来  
務上とするの ていることがわかり、その  
は困難との見 ことも含め署長との話し合い  
解を出した。 を行った。二六日の段階で  
に及ぶ交渉の中 再度署内で検討すること  
に 師より柏木氏にとって残業  
は高血圧症、心筋障害を増  
悪する恐れがあったこと、  
死亡直前一カ月に及ぶ連続  
的残業があったこと等が議  
論となり、再度署内で検討

編集部

## 大阪西

### 全通西大阪支部の……

安全衛生委員が

初の交流会

四月十三日、全通西大阪

支部は一昨年の支部統合以  
来初めて安全衛生委員交流  
会を西郵便局で開催し、安  
全センターより榎本事務局  
長が講師として出席し「労  
安衛法の活用と限界」とい  
うテーマで約九〇分にわた  
って講演した。同支部は局  
分会として港、大正、此花、  
福島、西の五分会で構成さ  
れているが、うち四分会が  
全通が過半数を確保してお  
り、安全衛生委員の選出権  
を有している。交流会では  
、安全衛生委員会と団体交  
渉―労組活動との関係につ  
いての論議が集中し、組合  
として明確な方針をもち、  
また委員会でもまとまった話  
については必ず実行させる  
という体制がなければ、委  
員会は当局側の労務支配の  
一手段になってしまふとの  
指摘が目立った。西支部で  
は今後ともこの種の交流会  
を継続していくことを確認  
している。  
また、続いて十五日日には  
同支部と大阪小包集中支部  
との交流が集中局見学の目  
的も兼ねて行われた。安全  
センターからも二名が同行  
し交流に加わったが、郵便

小包数の激しい落ちこみの  
中で、全通として仕事確保  
、職場を守るという観点か  
れた。  
(編集部)

## 産衛学会 地域交流会

### 吹田

#### 鍼灸制限問題に意見集中

四月七日、阪大工学部で  
産業衛生学会と労働組合、  
被災者との交流会が行なわ  
れた。これは、総評が窓口  
となり、毎年開かれる産衛  
学会の開催地で行なわれ今  
回で四回目となった。大阪  
では始めということもあり、  
関西各地から五〇人近くの  
労働者、被災者が参加し、  
学会の理事と労働側が対座  
する形で交流会が進められ  
た。

総評より、交流会の議題

を一つ一つ揚げそれに理事  
なり参加者が意見を述べる  
形式で進められたが、とり  
わけ議論が集中したのは「針  
きゅう治療の制限問題であ  
った。参加した学会員、労  
働者より「労働省の治療制  
限には全く根拠がない、産  
衛学会として何らかの対処  
をしてほしい」との強い要  
望が出された。しかし、理  
事は一学会は労働省の政策  
に対し見解出すところでは  
ない」とか「学会は労災の

治療よりも予防を中心に行  
なっているのでよくわから  
ない」などと返答し、参加  
者から不満の声が続出した。  
その他、マンガン中毒の認  
定要件、職業ガンの問題等  
であった。  
(編集部)

## 摂津市職保母の腰痛症

### 北 摂

#### 基金府支部またも公務外

四月中旬、地方公務災害  
基金大阪府支部は摂津市職  
の保母であるひさんの腰痛  
症について公務外の決定を  
行なった。ひさんは昨年中  
頃より、保母労働によるも  
のと思われる腰痛症にて松  
浦診療所に通院していたが、  
八月、自転車にて坂道を上  
っている際に腰部ねんざ(キ  
ツクリ腰)を発症したため、  
災害性腰痛として公災申請  
していたものである。公務  
外決定の理由については基  
金支部が確答を避けている  
ために詳細には不明である  
が、同労組としては不服申  
請を行い闘いを続けること  
を決めている。(詳細は次  
号予定)  
(編集部)

# 岩佐訴訟控訴審法廷

## 本人尋回行なわれる

### 答(7/20)は十三年目の新証人

## 大 阪

四月二二日、岩佐訴訟控訴審第九回法廷が開かれ、原告岩佐氏本人の証人調べが行われた。前回まで三回にわたって行われた主治医田代医師の証人調べで、「放射線皮膚炎」の診断の正しさが確定的なものとなったが、今回の法廷は更にそれを裏付けるものとなった。

アルバイト中に被ばくした経験をもつ近くの少年に「おっちゃんのも放射線とちやうか」と言われたことなどから「原発のせいでは」と疑いだしたことや、阪大皮膚科初診の一年程前に患

部を近所の医院にみてもらったこと、そして作業後一週間程して皮膚炎がでていたことを周囲の人は確認していることなどが証言され

## 東 大 阪

### オフコン・プログラマーの頸肩腕 近く労災申請へ

・△王金オーシシマ支部

今年初め、支部の組合員で、オフコンのオペレータ

になった。同支部では、被災労働者のコンピュータに従事する時間を制限するなど、症状悪化を防ぐ措置を会社に

た。

このように法廷が原告有利に進む中で情況不利と見た日本原電が新たな鑑定を申請している。また、原発内作業に一緒に入った助手の所在が判明し、その住所が申請されたことから、次回法廷はその証人調べが行われることになった。満員の傍聴席の熱気にこたえるように法廷は急転回をみせているが、四月二十日には放射線下作業者の被ばく基準をゆるめる方向を示す放射線審議会の報告が出されるなどの問題があり、被ばくに対する取り組みが急がれるところである。次回法廷は七月二十日午後一時より大阪高裁二〇二号法廷にて。(編集部)

病として申請していくことを決め、現在準備を進めている。

Aさんは、七八年三月に入社して以来、オフコンプログラマーの操作に従事してきたが、七九年頃より肩こりや視力低下が目立ち始め、連続的なパンチ作業により指先のしびれなどもおこってきた。とりわけ、業

務が通常二人のところAさん一人になった期間に増悪が激しく、職業病であることは明らかであった。本誌でも連載しているが、最近、中小企業にもコンピュータが入り、一人ないし二人で、オペレーターとパソコンの両方を行う仕事が増えており、Aさんの例もそうした仕事の典型的なものであり、労災認定の闘いの意義は大きい。

る。労使間協定では「労災申請とは別個に労使からなる審査委員会の審議のうえに業務上と認定する」という項がありながら、それを無視する姿勢をとっている。大阪労金労組からもこの集会には一名の代表が参加した。 (大阪労金労組)

## 岩手

### 岩手労金 脳卒中労災

企業内補償を求め

全国集会

岩手労働金庫の早川良彦氏の業務上災害認定を求め、全国集会が四月十二日、盛岡で全国の代表五九名が参加して開催された。早川氏は、七八年十一月十二日に静岡県伊豆長岡へ業務出張中に「頭蓋内出血」で倒れ、翌年十月一度は復職したものの八〇年二月に再発し、八二年五月に死亡した。

四月十五日、阪南労災被災者の会の第三回総会が開かれた。同会は八〇年十一月に結成され、阪南中央病院に入院、通院する労災患者の相談にのったり、監督署交渉を行ったり地道な活動を続けてきており、会員も現在三〇人を越えている。総会は昨年度の活動報告を中心に進められたが、昨年初めて行った月二回の相談活動がかなり好評であった。この報告があった。この相談活動は、病院待合室に机を出し、会の被災者が患者の相談を受けるとい

## 阪南

### 阪南被災者の会が

第三回総会を開催

相談活動も定着へ

で昨年十月より月二回づつ いくつかは安全センターも 負傷で裁判をおこし、ついへの御礼として旗が寄増さ  
 行われ、二〇件以上の相談 協力して解決に努力してお 先日和解した徳田氏と、氏 された。  
 が持ち込まれたということ り、相談活動の意義は非常 の所属する野村メッキ労組 \*  
 であつた。そのうち通勤途 に大きいものであつた。 より裁判の報告と御礼が述 \*  
 中の自転車転倒事故など、 また、シアン液による眼 べられ、裁判傍聴など支援 \*

(7ページから)

ハ、自由入院

事の命令で入院を強硬する制度のこ には法律上市民権を得ているも  
 とで、入院先は都道府県で指定され し入院に同意し、開放病棟に入院す  
 た精神病院ということになります。 る場合をいいます。これを行って  
 入院中あまり自由が保障されない実 るかいないか、またその数がどれだ  
 態がありますが、次第に改められて けあるかによつて、その病院の内容  
 はきています。これが実態上三つ目に当 ます。これが実態上三つ目に当た  
 ると前述した理由です。

ロ、同意入院

これは法律上三つ目に当た

前述法の三十三条に規定されてあ り(これはBさんの場合に当たる)、  
 本人の意志を抜きにした強制入院で Bさんも△さんも形式は違いますが  
 あることには変わりない形をとりま もとの会社に復帰することはできま  
 す。家族が主に同意者になります。 した。しかし「精神障害者」の就労  
 これは「保護義務者」とよばれ、第 を禁じている条項が様々な法律にあ  
 一位が後見人、第二位が配偶者、第 り、もしそれをタテにとられれば、  
 三位が親権を行う者、第四位が家庭 かなり困難な闘いを強いられるかも  
 裁判所が選任した者となっています。 しません。今回はこのあたりを考

# 病職業災労西関本合

★1巻 (創刊号～50号)

★2巻 (51号～100号)

1973年に発足以来の 関西における 労災職業病闘争が一望のもとに……

頒価 15,000円

センターまで 御一報下さい。

えてみたいと思います。

# 断縦島列

ここにも安全センターが…

④

東部労災職業病研究会（東京）

## 中小零細企業の密集する 東京東部地域

戦前の日本労働運動の中心であった「青島労働会」。その活躍の舞台となったのが、豊田川以東、東京東部地域です。現在は、中小零細企業が多く、約五割の労働者が、従業員二〇人以下の事業所で働いています。鉄工、メッキ、ガラス、ゴム等「危

険な作業」、「有害な作業」がつきもの業種が多いところです。当然、年になります。九八一年に正式発足して、今年で二

労災職業病の多発が予想されますが、これまで、慈恵医大青戸病院で頸肩腕障害になり解雇された看護婦山本さんの解雇撤回闘争、「日本化学クロム被害者の会」の裁判闘争といった大きな闘いがあるものの、地域的な労災職業病闘争の輪は大きくありませんでした。

このような状況の中で、医療従事者、労働者の交流と学習の場を作り、地域の労災職業病の相談を受ける「かけこみ寺」を作ろうと地域の医師と慈恵医大の闘いに参加していた活動家を中心に準備会を発足したのが一九七九年十月。運動の方向としては、地域の労働組合と協力して職場から災害源をなくす、とりわけ中小零細企業や下請、臨時工等多くの未組織労働者にしわ寄せされて多発している労災職業病を積極的にとりあげようということでした。そして、地区労の支援も得ながら活動し、一活動の中心として毎月例会を開催し、労災職業病の学習と交流を図ってきました。じん肺、有機溶剤中毒、腰痛、夜勤交代制による健康障害、職業ガン等についての学習。また、これまでの地域での労災職業病闘争に学ぶということで、東水労や全通の腰痛闘争、全金の労組のじん肺や有機溶剤中毒闘争について報告を受け、学習と交流を行いました。特に、全通の一支部とはその後、自主健診や職場見学を行い一定の成果を収められました。

さらに、待つだけでなく、地域に積極的に出ていこうと組合回りを企画して職場見学や労組との交流を進め、職場での安全闘争の重要性を訴

## 毎月の例会で

学習と交流

えました。その中で、あらためて地域における民間中小労組の安全闘争のたちおくれを知り、我々の活動の重要性を再認識した次第です。

また、活動の集大成として、二回の「東部労災職業病交流集会」を開催し成功させることができました。

## 認定闘争の

### とらみ

三年半の間に、多くの相談がもちこまれました。ほとんどが未組織労働者で、地区労の支援を得ながらとりくみ一定の成果をあげてきました。主だった認定闘争を列挙すると、

- ◎メッキ工場の脱脂洗浄作業でトリクレン中毒になった沖縄労働者。御用組合がとりくまない中で、地域の労働者の支援を得て認定をかちとる。
- ◎建設労働者のじん肺。
- ◎溶断工のじん肺(石綿肺)合併肺ガン。管理3に合併した肺ガンで難航

したが、地区労の強力な支援もあり認定をかちとった。

◎製缶工の頸肩腕障害。組合による企業内認定闘争を先行させ、全面的に企業責任を認めさせた。

◎プラスチック工場で働く夜勤労働者のWPPW症候群(心臓病)。

◎印刷工場で働いていた定時制高校生の有機溶剤中毒。この認定闘争を契機に、東京都高等学校教職員組合と協力して定時制高校生の健康アンケートを行い、「定時制生徒の労働問題を考えるシンポジウム」を開催した。

以上、認定闘争においては一定の成果をかちとり、地区労との協力関係も発展してきました。しかし一方で、認定をとってしまうとそれで運動が終わるといふ傾向があるのは否めまん。組合のある職場では、認定闘争と併わせて職場改善闘争にとりくむ。また、未組織労働者の場合には、労働組合の結成も追及しつつ取り組むといった方向性が必要でしょう。

う。そのような運動のなかからはじめて、真に「災害源除去の闘い」が構築できるものと思います。

最後に、現在苦しんでいる差別問題について報告します。去年五月の第二回東部労災職業病交流集会で記念講演を行なった講師が「特殊部落」という差別用語を使い、それに対する労職研の対応について、部落解放同盟東京都連から糾弾を受けています。被災労働者に対する差別、差別されている人々への労災職業病のしわ寄せ等、労災職業病闘争においても差別の問題は大きく、糾弾を受けるなかで真剣にとりくみ、研究会の質を高めるものにとりたいと考えています。

まだまだ不十分な運動しかできていませんが、今後とも地域に張りついて頑張るつもりです。関西を始め全国の仲間とも交流を深めてゆきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

# 組合のつらさ

## 野村メッキ労働組合

(大正区)

なります。徳田さんは、失明、全身の神経麻痺で車イスの生活の中で、この四年間労基署交渉、裁判闘争を奥さんとともに、一度も欠席することなく闘いました。

私達の組合は、徳田さんを含めて四名(平均年齢四五歳)でしたが、月に一度徳田さんに会えるのが楽しみで、全員休暇をとって毎回参加しました。昨年、病気のため退職した前委員長も、退職後も徳田さんの裁判には参加し続けました。

四年間をふりかえり、組合の紹介にさせてもらいます。

### 一、職場

三月一日、青化銅メッキ液を頭からかぶり、両眼失明の状態になっていた徳田さんの労災障害補償等級が四級から一級になりました。

四月一日、同じく徳田さんの労災損害賠償請求訴訟が、会社が徳田さんに七五〇万円支払うことで和解、終結しました。

徳田さんの七五年六月の被災から八年、組合を結成して、徳田さんの問題をとりくみはじめてから四年に

塩酸、硝酸、力性ソーダ等の劇物を日常的に扱います。

### 二、組合結成

七九年四月の組合結成のきっかけは、やはり賃金が低かったことです。勤続が二〇年を越える人でも、月給手取り十万円、十二万円、夏冬の一時的金は十万円前後でした。しかも給料の支払いが時々遅れたり、年末の最後の日に「今日はボーナスをもらって帰らないと家に帰れない」と七時過ぎまでストーブを囲んで皆で待っていたこともありました。

組合は全員で結成しようと思いつき、一度か集まりましたが、直前の切り崩しで結成時六名でした。上部団体のない企業内組合です。現在、南大阪争議団共闘に参加しています。

結成直後、組合員二名への解雇攻撃がありました。地域の仲間の支援でストライキをし、すぐに撤回させました。

### 三、賃金闘争

春闘、夏冬の一時金ごとに年に二、三日はストライキで闘ってききました。

賃上げは、日給制ですが月給になおすと、五回の春闘で六万七千円（平均一万三千四百円）です。一時金は現在平均三十万円を越えたぐらいでとまっています。もともと低いので世間なみにはほど遠いのですが、組合を作って良かったというのが、皆の実感のようです。

特徴は配分について、四年間、パートも含めて全従業員一律賃上げ、一時金についても一律日数を守ってきたことです。昨年からの会社の攻撃で、六五歳を越えた嘱託は昇給ストップになりました。

女子としては、重いものを扱うつらい仕事ですが、この四年間、パートで退職者が出ていないことから、一律賃上げの意義は大きいと思えます。

### 四、労災闘争

メッキ屋では、どこもそうですが、徳田氏の事故の原因になった青化銅、鼻に穴のあくクローム酸、カ性ソーダや青化銅による皮膚のただれ、塩酸等による労災は多発していました。組合を結成した七九年五月の労基署の立入調査では、十数項目の改善命令が出されました。

組合も徳田さんの問題を中心に、メッキタンクの局所排気装置の設置、風呂代補助金の支給、シャワーの設置、定期検診の実施、労災休業上積み補償、障害補償、事故時、本人の希望する付添を付けて行かすことなど、少しずつですが協定していきま

徳田さんに金を払ったら会社がつぶれる。」とキャンペーンし、労務屋を雇い、その日に二組が結成される会」から派遣されています。

職場では、全従業員一律の賃上げが守られてきた中で、昨年の春闘で二組が「パート、六五才以上の人の賃上げは会社一任」を確認したこともあり、私達の支持は大きくなっています。この春闘で私達の組合が要求した日給月給制について、二組が今後とりくむことを全員一致で決議しました。昨年は停年退職を目前にした人が、二組を脱退して一組に加入しました。

しかし、パートや嘱託の切捨て、賃金の低額押え込みなどの攻撃は、会社、労務屋、二組上部一体となつてかけられてきます。

五、労務屋の導入と二組の結成  
七九年秋、徳田さんへの労災補償を要求して団交に入ると、会社は「

二組組合員への会社の圧力は強いわけですが、共に働く仲間としての信頼を基礎に今後も闘っていききたいと思えます。

## 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

### ● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

● 以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
  - 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013
- (但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28